紫式部が暮らした越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー「しきぶきぶん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、紫式部が暮らした越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー「しきぶきぶん」(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、越前市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用)

第3条 ロゴマーク等は、北陸新幹線県内延伸、越前たけふ駅開業及び大河ドラマ の放送に向け、越前市が、紫式部がただ一度都を離れて暮らした地であること を市内外にアピールし、機運醸成及び観光誘客につなげることを目的とした効 果的な情報発信のために使用することができる。

(使用の申請)

- 第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「しきぶきぶん」ロゴマーク等使用(変更)申請書(様式第1号)に、ロゴマーク等の使用内容が明示された資料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 市、市教育委員会及び市議会議員が市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。
 - (2) 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)が、教育の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。
 - (3) 報道機関が、報道及び広報の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

- (4) 国又は他の地方公共団体が、市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。
- (5) 越前市地域自治振興条例(平成17年越前市条例第7号)第2条第4号の 自治振興会が、地域自治活動の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用 するとき。
- (6) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用承認の決定等)

- 第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る要件その他必要な事項について審査し、使用の承認の可否を決定するものとする。この場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。
 - (1) 市の信用若しくは品位を害し、又はその恐れがある場合
 - (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合
 - (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
 - (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
 - (5) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
 - (6) 法令や公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
 - (7) 自己の商標又は意匠として、独占的に使用する恐れがある場合
 - (8) 越前市暴力団排除条例(平成23年越前市条例第17号)に規定する暴力 団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に益する恐れが ある場合
 - (9) その他、ロゴマーク等を使用することが不適当と認められる場合
- 2 市は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、速やかに「しきぶきぶん」ロゴマーク等使用(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

(使用承認期間)

第6条 ロゴマークの使用承認期間は、5年以内とする。

(使用料)

第7条 第4条各号に規定する者又は第5条の使用の承認(以下「使用承認」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)に対するロゴマーク等の使用料は、無償とする。

(遵守事項)

- 第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) この要綱に規定する使用目的及び申請内容に沿った適切な使用を行うこと。
 - (2) デザインマニュアル (別添) に定められた色、形等に従ってロゴマーク等を正しく使用すること。
 - (3) ロゴマーク等の全部又は一部に、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録しないこと。
 - (4) ロゴマーク等の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は使用させないこと。
 - (5) ロゴマーク等を使用して、虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
 - (6) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
 - (7) その他各種法令を遵守すること。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとする場合は、再度第4 条に規定する使用の申請を行い、市長の承認を得なければならない。

(使用承認の取消し)

- 第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を 取り消すことができる。
 - (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 第5条第1項各号の規定のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正な行為により、使用承認を受けたとき。
 - (4) 虚偽行為等により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
 - (5) その他使用承認の継続が不適当であると市長が認められたとき。

- 2 前項の規定による承認の取消しを受けた使用者は、速やかにロゴマーク等の 使用を中止しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該物品の回収を求めることができる。
- 4 市長は、第4条第1項ただし書の規定により使用承認申請を行わない者が第 1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該ロゴマーク等の使用を禁 止し、当該物品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

- 第11条 市長は、前条の規定によりデザインの使用承認を取り消したことで使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 ロゴマーク等の使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じたときは、使用者はその旨を速やかに市長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとする。この場合において、市は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用者の責任)

第12条 市は、使用者がロゴマーク等の使用により市に損害を与えたときは、 その賠償を請求することができる。

(使用の非独占性等)

第13条 この要綱による申請は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占 してロゴマーク等を使用する権限を付与するものではない。また、使用者又は 使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(差止請求等)

第14条 市長は、ロゴマーク等の著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第1 12条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(使用実績の報告)

第15条 使用者は、ロゴマーク等を使用した物品等が完成したときは、速やかに当該物品等を市長に提出しなければならない。ただし、物品の提出が困難である場合は、当該物品の写真等を提出するものとする。

2 市長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用実績について、資料の提出又は 報告を求めることができる。

(経費等の負担)

第16条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用並びに使用の実施 に係る経費及び役務を負担しない。

(情報の公開)

第17条 市は、ロゴマーク等の利用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関する必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

越前市長 殿

	〒 –	
申請者	住 所	
	団体名	
	(役職・氏名)	
	代表者	

「しきぶきぶん」ロゴマーク等使用(変更)申請書

「しきぶきぶん」ロゴマーク等を使用(承認された使用の内容を変更)したいので、紫式部が暮らした越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー「しきぶきぶん」の使用に関する要綱第4条(第9条)の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、同要綱第8条に規定する遵守事項を遵守します。

1 使用予定の								
ロゴマーク	しきぶきぶん ・ しきぶきぶん × 北陸新幹線 ・ j	両方						
(該当するものに○								
をつけてください。)								
2 使用対象	1 ポスター、チラシ、名刺等の印刷物 (枚)						
(該当するものに○	2 記念品 ()						
をつけてください。)	3 商品 ()						
	4 HP, SNS ()						
	5 その他 ()						
3 使用内容								
(具体的に記入して								
ください。)								
4 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
(5年以内とする。)	т <i>д</i> г ? т д г							
5 担当者連絡先	担当者名:							
	(担当部署:)							
	E-T TO D							
	電話番号:							
	F A X :							
	メールアドレス:							

※添付書類 ロゴマーク等の使用状況が分かる見本の図又は写真

 第
 号

 年
 月

 日

様

越前市長

「しきぶきぶん」ロゴマーク等使用(変更)承認・不承認通知書

年 月 日付けで使用申請のあった「しきぶきぶん」ロゴマーク等の使用について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

使用対象	1	ポスター	、チラ	シ、名	刺等の	印刷物	(枚	τ)	
	2	記念品	()	
	3	商品	()	
	4	HP, SNS	()	
	5	その他	()	
使用内容												
(本田·永知												
使用承認期間			年	月	日	~		年	月	日		

(使用上の遵守事項)

- (1) 紫式部が暮らした越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー「しきぶきぶん」の使用に関する要綱(以下「要綱」という。)を遵守すること。また、紫式部が暮らした越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー「しきぶきぶん」の使用に関する要綱が改正された場合は、その改正後の要綱も遵守すること。
- (2) 使用承認期間以降に使用する場合は、改めて「しきぶきぶん」ロゴマーク等使用(変更)申請書(様式1号)を越前市長宛提出すること。
- (3) 承認に係る物品の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難なものは、その写真等をもって代えることができる。

2 不承認

(理由)